

平成 27 年 第 10 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 10 月 26 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

会長 国吉 真昭 3 番 仲西 栄二

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 国吉 孝

【議事録署名人】

5 番 山城 学 7 番 新垣 芳隆

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 49 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて
- 日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 5 議案第 51 号 農地中間管理機構制度に基づく農用地利用配分計画について

平成 27 年 第 10 回 総会 議事録

事務局	それでは、平成 27 年第 10 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、会長の国吉真昭、3 番仲西栄二委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長より申し上げます。
代理	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 27 年第 10 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 5 番山城学委員、7 番新垣芳隆委員です。次回調査委員が 20 番玉城正智委員、21 番金城早苗委員、22 番伊敷幸栄委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(17 件) 日程第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(6 件) 日程第 3 議案第 49 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて(2 件) 日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(5 件) 日程第 5 議案第 51 号 農地中間管理機構制度に基づく農用地利用配分計画について(1 件) となっています。 【議題の審議】
代理	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 17 件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は真栄平の 2 筆で売買による所有権の移転であります。2 番は真栄平の 2 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。3 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権の移転であります。4 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は大度の 2 筆で売買による所有権移転であります。6 番は小波蔵の 3 筆で売買による所有権移転であります。7 番は伊原の 1 筆で 10 年間の賃貸借権の設定であります。8 番は国吉の 2 筆で贈与による所有権移転であります。9 番は国吉の 1 筆と新垣の 1 筆で売買による所有権移転であります。

	10 番は糸洲の 2 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。11 番は山城の 2 筆で売買による所有権移転であります。12 番は大度の 5 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。13 番は大里の 1 筆で売買による所有権移転であります。14 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。15 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。16 番は山城の 1 筆で売買による所有権移転であります。17 番は真壁の 4 筆で 5 年間の賃貸借権の設定であります。以上です。
代理	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	9 番ですが坪当たり 3 万円は高いと思うのですが。
事務局	申請地は県道の歩道設置工事を予定しており、その用地代を見越して 3 万円という設定と聞いております。
代理	他にありませんか。
委員	特になし。
代理	それでは、議案第 47 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	それでは、次に議案第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	では、7 ページをお開き下さい。1 番は豊原の 1 筆であります。申請内容は資材置場への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は大里の 1 筆で、一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は糸洲の 1 筆で、第 1 種農地です。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は阿波根の 1 筆で、一般住宅への転用で売買による所有権移転の設定です。5 番は大里の 1 筆で、一般住宅への転用で使用貸借権の設定であります。6 番は座波の 1 筆で、太陽光発電施設への転用です。以上です。
代理	それでは、現地調査の報告をお願いします。
調査員	今回は 3 名で調査して参りました。では、9 ページをご覧ください。申請地は宅地及び段差に囲まれた生産性の低い農地であります。そのため資材置場への転用は問題ないものと思われます。次に 11 ページをご覧ください。申請地は、宅地及び原野に囲まれた第 2 種農地であります。一般住宅への転用は問題ないと思われます。次に 13 ページをご覧ください。申請地は、住宅地に練たんしているため一般住宅への転用は問題ないと思われます。次に 15 ページをご覧ください。申請地は宅地及び原野等に囲まれた農地であり問題はないと判断しました。次に 17 ページをご覧ください。申請地は第 3 種農地に該当するため問題ないと 3 人の意見は一致しました。次に 19 ページをご覧ください。申請地は、宅地及び山林、原野に囲まれた小集団の生産性の低い農地であります。そのため太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
代理	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし
代理	それでは、議案第 48 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

代理	ありがとうございました。それでは、次に議案 49 号農地法第 3 条買受適格証明願いについて 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、21 ページをお開きください。1 番は大度の 1 筆 224 m²で、1 名であります。2 番は大度の 2 筆 3,092 m²で、1 名であります。以上です。
代理	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし
代理	それでは、議案第 49 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	ありがとうございました。それでは、次に議案 50 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 5 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、24 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 27-70 は福地の 1 筆で、農地中間管理事業での 10 年間の賃借権の設定であります。7-71 は小波蔵の 2 筆で 7 年間の使用貸借権の設定であります。露地野菜の規模拡大であります。27-72、27-73 は大度の 2 筆で 7 年間の賃借権の設定であります。菊の新規就農であります。27-74、27-75 は大度の 1 筆で 7 年間の賃借権の設定であります。菊の新規就農であります。27-76 は名城の 2 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。野菜の規模拡大であります。以

	上です。
代理	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
代理	議案 50 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	ありがとうございました。それでは、次に議案 51 号農地中間管理機構制度に基づく農用地利用配分計画について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、28 ページお開き下さい。27-1 は福地の 1 筆で 10 年間の賃借であります。以上であります。
代理	では、皆様のご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
代理	議案 51 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

代理	ありがとうございました。以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 5 番 山城 学 7 番 新垣芳隆
----	--

